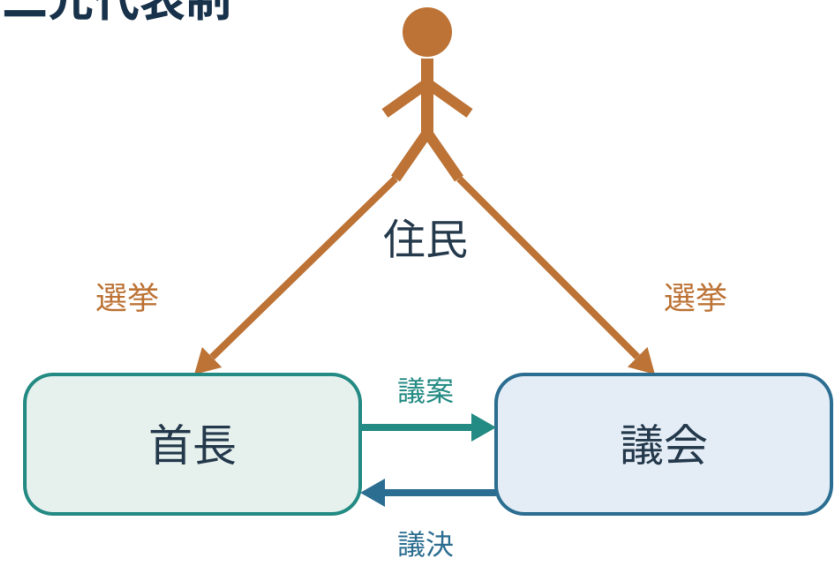
地方自治のしくみと直接請求

住民は首長と議会を別々に選び、直接請求もできる

二元代表制



議会 → 首長：不信任の議決

議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が賛成

首長は10日以内に議会を解散できる

解散しなければ失職する

住民の直接請求

条例の制定・改廃

有権者の1/50以上 → 首長へ

事務監査

有権者の1/50以上 → 監査委員へ

議会の解散

原則1/3以上 → 選挙管理委員会へ

首長・議員の解職

原則1/3以上 → 選挙管理委員会へ

有権者40万人超では解散・解職の必要数に調整あり

不信任と解散は地方自治法178条。直接請求は同74〜81条（議員の解職は80条）。確認日：2026-10-07